

[事案 23-68] 新契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 12 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

変額年金保険に加入した際に、銀行員から、契約締結後 5 年間の据置期間の経過によって一時払保険料の 100%が最低保証されるという虚偽の説明を受けて加入したとして、契約の無効と払い込んだ保険料の返還を求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 3 月に 1000 万円の変額個人年金保険に加入した。しかし、以下の通り、本件契約は、誤解もしくは不十分な理解により契約させられたものであるため、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしい。

- (1) 契約締結の際に、銀行員（募集人）から、5 年間の経過すれば元本保証されるという説明を繰り返し聞いて、契約の申込みをした。説明に際して、パンフレット及び特に重要なお知らせを見せられてもいないし、受け取ってもいない。
- (2) 平成 7 年に脳内出血により入院し、契約締結時は通院中であり、募集人から十分な説明を受けられる状態ではなかった。
- (3) 契約締結時の募集人の説明は、自分の配偶者に対するものであったが、配偶者は、視覚障害視力 1 級の障害者であった。本件契約は、配偶者が申込書等に自署できなかったため、自分が申立契約を締結することになった。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、商品パンフレット等を用いて、申立契約について、年金原資が最低保証されるためには、最短で 10 年の据置期間の経過が必要であることを十分に説明した。
- (2) 申立人は、募集人の説明を受けるのに困難な状況はなく、年金原資が最低保証される据置期間が 10 年間であることを理解して、申立契約の申込みをした。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、錯誤無効（民法 95 条）の主張であると解し、申立書、答弁書等の書面および申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、申立契約締結の際に、募集人から据置期間についての誤った説明を受けたとして、錯誤無効の主張をしているので、本件では、申立人に据置期間についての錯誤があったか否かが問題となる。
- (2) 申立契約のパンフレットには、見開きで契約内容が図示されて説明されており、そこに「据置（運用）期間最短 10 年で年金をお受取りいただけます」との記載がされており、また、「ご契約日から年金支払開始日までの据置（運用）期間は 10 年以上必要です」との注意書きがある。また、申立契約の「特に重要なお知らせ」の中には、年金原資の最低保証について説明がなされている項目があり、「年金原資の最低保証は、ご契約日から年金支払開始日までの据置（運用）期間が 10 年以上必要です」と記載され

ている。

- (3) 通常、パンフレットや「特に重要なお知らせ」を利用しないで、申立契約を説明することは、不可能であり、募集人は、これらを用いて、申立人らに対して、契約の内容を説明したと考えられる。そして、募集人は、申立人に対し、申立契約のパンフレット及び「特に重要なお知らせ」を説明するに際し、前記(2)の記載から、これらの書面を用いて、申立契約の一時払保険料を最低保証する据置期間は10年間である旨説明したと思われる。

また、申立契約のパンフレット、「特に重要なお知らせ」及び保険証券に明確に据置期間は10年間であることが記載されていること、申立人が申立契約の申込書の据置期間を10年間と記入して申し込みを行っていることから、申立人がこれらの書類の交付を受けてから4年以上の間何ら異議等を述べていないことに照らせば、申立人が、申立契約の据置期間が5年間であったと錯誤したということは認めることができず、また、仮に錯誤があったとしても、申立人には重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から申立契約の無効を主張することはできない。

- (4) なお、申立人の主張(2)については、事情聴取によれば、申立人は、申立契約の契約締結当時リハビリで通院をしていたとしても、その通院回数は月に1回程度ということであり、申立人が自署したと認めている申込書の記載内容からしても、据置期間が10年間であることを理解できなかったとまでは認められない。

また、申立人の主張(3)については、募集人は申立人及び申立人の配偶者が同席する状態で申立契約の説明をしていることが認められ、申立人が、据置期間が10年間であることを理解できなかったとは認められない。